

(別添)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>多くの農林水産物が日本に輸入され、様々な形で消費されています。消費者としては、輸入食品の安全性の確保や衛生管理等について、体制を強化して安全・安心の確保に取り組むことを求めます。</p>	<p>本計画(案)に基づき、引き続き、輸入食品の安全性確保に取り組んでまいります。</p>
2	<p>輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策とし、厚生労働省と外務省、消費者庁、都道府県等の行政間連携を強化してください。 ※ 同様の意見が1件</p>	<p>輸入食品の安全性を確保するためには、食品供給行程(フードチェーン)全体において適切な管理がなされるよう輸入食品監視指導計画に基づき監視指導を実施することが重要であると考えており、今後とも、関係省庁や都道府県等との連携を図り、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
3	<p>二国間協議、現地調査等をはじめとする輸出国段階における衛生管理対策を強力に進めてください。</p>	<p>本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策の推進に取り組んでまいります。</p>
4	<p>モニタリング検査数合計では10万ですので、十分な数字のようにも見えますが、品種別、項目別に見ると、必ずしも十分とは言えないように感じます。品種別に見ても、統計学的に十分な数字なのか、ご説明をお願いします。</p>	<p>モニタリング検査については、本計画(案)5(1)②のとおり、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数(299件)を基本として、171の食品群ごとに、法違反率、輸入状況、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案して検査数を策定しております。</p>
5	<p>輸入食品等の検査体制として、モニタリング検査率の向上を求めます。</p>	<p>モニタリング検査については、統計学的な手法に基づき一定数を検査することとしており、本計画(案)においては、件数を前年度より約300件増やすこととしています。</p>

6	<p>モニタリングの収去にかかる商品代金を国で負担していただきたい。</p>	<p>モニタリング検査における収去については、食品衛生法（以下「法」という。）第28条第1項に基づき、食品衛生監視員が試験に必要な物件を無償で収去させることができるという規定となっております。</p>
7	<p>モニタリングの割当数量を空港、港ごとでなく輸入者ごとに割当を管理いただきたい。</p>	<p>モニタリング検査は、各海港及び空港を管轄する検疫所に輸入届出される食品等の衛生状況を把握する目的で実施しているため、輸入状況等に応じて検疫所ごとに検査件数を割り当てております。</p>
8	<p>輸入食品の監視業務を更に充実させるため、食品衛生監視員の増員やスキルアップ等の強化を求めます。 ※同様の意見が8件</p>	<p>輸入食品等の監視体制については、引き続き、食品等の輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。 さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。</p>
9	<p>輸入者による自主的な衛生管理の推進は重要です。特に、いわゆる「健康食品」に関する輸入者について特段に衛生管理指導を強化してください。 ※ 同様の意見が2件</p>	<p>本計画（案）5（3）①のとおり、いわゆる「健康食品」として販売される食品にあっては、引き続き、輸入者に対して、食経験の確認等安全性の確保に努めるよう指導を行い、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。</p>
10	<p>消費者への情報については、一般消費者が、適切な情報を得るための対策をたてるべきです。さらに、我が国の食品安全のためには、厚労省のみならず、農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携を</p>	<p>リスクコミュニケーションについては、本計画（案）5（5）④のとおり、意見交換を実施し、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしており、国民の皆様の</p>

	<p>しっかり行い、消費者への情報提供に努力し、明確かつ迅速な情報公開もお願いします。</p> <p>また、パブリックコメントの募集期間を、もっと長期間にしていただけよう要望いたします。</p> <p>全国主要都市だけでなく説明の機会を増やすことも重要であり、また一方的な情報だけでなく、地方の消費者の声もしっかり聞くシステムが必要だと考えます。消費者の意見を受け止めるリスクコミュニケーションを求めます。</p> <p>※ 同様の意見が4件</p>	<p>御意見を十分に受け止めることは重要と考えております。引き続き、消費者庁その他の関係省庁とも連携し、開催内容やウェブの活用等を工夫しながら、わかりやすく効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。</p> <p>パブリックコメントの期間については、行政手続法に基づき30日間を設定しています。</p>
11	<p>食肉等に限らず、コーデックス HACCP または同様の認証制度等を輸入の要件とすることを希望します。また、コーデックス HACCP を義務化していない国からの輸入についても、国内と同等の安全性が確保されるよう対応を望みます。</p>	<p>引き続き、輸入食品の安全性確保を推進するための施策について検討してまいります。</p>
12	<p>改正食品衛生法の着実な施行のため、増加する輸入食品の輸出国における HACCP による衛生管理の普及、輸入者への衛生管理指導の徹底を求めます。</p> <p>※ 同様の意見が2件</p>	<p>本計画(案)に基づき、引き続き、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の着実な施行に取り組んでまいります。</p>
13	<p>厚生労働大臣が危害を防止するため必要と認めた場合に検査をせずに発動できる「包括的輸入禁止措置」の運用を必要に応じ躊躇なく発動してください。</p>	<p>法第9条第1項及び第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置については、本計画(案)5(1)⑤及び「食品衛生法第4条の3第1項及び第9条の2第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」に基づき、適切に運用してまいります。</p>

14	<p>BSE 問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保について、輸入時の検証等をきちんと消費者に知らせ、消費者が安心できる内容にするべきです。</p> <p>※ 同様の意見が 1 件</p>	<p>輸入牛肉等の BSE 対策としては、二国間協議を踏まえ、対日輸出条件を遵守できると輸出国政府が認定した施設において、対日輸出条件に従って処理されたこと等を証明する輸出国政府発行の証明書の添付が必要となっており、その遵守状況について、検疫所が輸入時に検査を行っています。</p> <p>今後とも、各国の対日輸出条件の遵守状況の検証のため、輸入時検査を行うとともに、輸出国における衛生管理対策の検証として、必要に応じて現地調査を実施し、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。</p>
15	<p>ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えます。</p>	<p>加工食品の安全管理については、輸入者に対し、輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）に基づく輸出国での生産等の段階における必要な確認や、規格基準や添加物の使用基準等への適合性確認のため、輸入時に検査を指導するほか、検疫所でもモニタリング検査を実施し、引き続き、輸入加工食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
16	<p>輸出国の安全対策に関する情報収集に努めるとともに有毒・有害物質の意図的混入に対する対策や対応などのありかたについて、引き続き深めてください。</p> <p>※同様の意見が 1 件</p>	<p>食品への意図的な異物・毒物混入については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。</p> <p>このため、必ずしも公衆衛生規</p>

		<p>制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効な対策であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）を策定し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。</p> <p>今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
17	<p>遺伝子組換え農作物の検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対策をするべきです。</p>	<p>法第 13 条及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 において、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経していない遺伝子組換え食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入等を禁止しており、遺伝子組換え食品等を製造、輸入等する際には、必ず当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされている必要があります。</p> <p>今後とも、遺伝子組換えトウモロコシ、ダイズ、ナタネ等の遺伝子組換え食品の開発状況等については、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じ、未承認の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、モニタリング検査を行うなど、適切に対応してまいります。</p>
18	ゲノム編集技術応用食品の取り	ゲノム編集技術応用食品及び添

<p>扱いについて安全性審査と表示の義務付けが必要だと考えます。</p> <p>※ 同様の意見が1件</p>	<p>加物であっても、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こっている範囲内の遺伝子変化のものとして選抜されたものについては、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから特段の安全性審査を行う必要は認められず、届出の対象としています。</p> <p>一方、何らかの機能を持った外来遺伝子が組み込まれた遺伝子型となるもの等は、従来の育種技術では起こりにくく、従来の組換えDNA技術応用食品等と同じようなリスク管理が必要となることから、安全性審査の対象と整理しています。</p> <p>この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。</p> <p>このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、厚生労働省のホームページ（英語版を含む。）、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図ることも検討し、届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、表示の義務付けの御意見に関しましては、食品の表示制度を所管する消費者庁にお伝えします。</p>
--	---